

住居確保給付金のしおり

(生活困窮者自立支援制度)

離職などにより住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



深 川 市

(令和2年9月1日)

目 次

1	住居確保給付金とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります・・・・	2
3	住居確保給付金の支給額・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	住宅の初期費用及び生活費が必要な方は・・・・・・・・	4
5	住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は・・・・	5
6	住居確保給付金の申請をするために必要なもの・・・・	6
7	住居確保給付金の申請から決定まで （1）住宅を喪失している方の場合・・・・・・・・	8
	（2）住宅を喪失するおそれのある方の場合・・・・	11
8	住居確保給付金受給中の義務・・・・・・・・・・・・・・・・	12
9	受給中に常用就職した場合は届出が必要です・・・・	13
10	一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です・・・・	13
11	支給額を変更できる場合があります・・・・・・・・	13
12	住居確保給付金を中止する場合があります・・・・	14
13	住居確保給付金の再支給について・・・・・・・・	15
14	住居確保給付金を徴収する場合があります・・・・	15

住居確保給付金とは

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方のうち、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、深川市による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○支給額：下記を上限として、家賃の実費分（駐車場料金、管理費、共益費等を除く）又は家賃の一部を支給。

世帯数	支給上限額
1人	25,000円
2人	30,000円
3～5人	33,000円
6人	35,000円
7人以上	39,000円

※家賃額は、深川市における生活保護の住宅扶助基準額を上限とするため、上に示した金額は変動する可能性があります。（生活保護受給世帯は対象外）

○支給期間：3ヶ月間

（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能で最長9ヶ月まで）

○支給方法：原則、大家等の口座へ振り込む代理納付



住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失または喪失するおそれのある方
- ② ア) 申請日において、離職・廃業の日から2年以内の方
又は
イ) 休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ③ 離職等の日（②-イの場合は申請日の属する月）において、世帯の生計を主として維持していたこと
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯の方の収入の合計が次の表の『収入基準額』以下であること（収入には公的給付も含む）

世帯人数	基準額	収入基準額 (基準額(左記)+家賃額)	家賃上限額
1人	78,000円	103,000円	25,000円
2人	115,000円	145,000円	30,000円
3人	141,000円	174,000円	33,000円
4人	175,000円	208,000円	33,000円
5人	209,000円	242,000円	33,000円
6人	242,000円	277,000円	35,000円
7人	275,000円	314,000円	39,000円

(例) 単身世帯で月額20,000円の家賃を支払っている方：基準額78,000円+家賃額20,000円=収入基準額98,000円

2人世帯で月額35,000円の家賃を支払っている方：基準額115,000円+家賃額(上限)30,000円=収入基準額145,000円

- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯の方の預貯金等の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	預貯金等の額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	846,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方
(新型コロナウイルスによる影響を考慮し、令和2年4月30日から当面の間は不要)
- ⑦ 国の雇用施策による給付又は深川市等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を、申請者及び申請者と同一の世帯の方が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯の方が暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

- 月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は実家賃額[※]
- 月収が基準額を超える方は、以下の計算式により算定された額となります。

$$\text{支給額} = \text{基準額} + \text{実家賃額}^{\ast} - \text{世帯収入額}$$

(※支給上限額は1ページを参照してください)

例 1) 単身世帯：世帯収入 80,000 円 家賃 35,000 円の場合

$$78,000 (\text{基準額}) + 35,000 (\text{家賃}) - 80,000 (\text{収入}) = 33,000 \text{ 円}$$

支給額：支給上限額の 25,000 円

例 2) 2人世帯：世帯収入 130,000 円 家賃 35,000 円の場合

$$115,000 (\text{基準額}) + 35,000 (\text{家賃}) - 130,000 (\text{収入}) = 20,000 \text{ 円}$$

支給額：20,000 円

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

総合支援資金貸付

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」の活用についてご相談ください。

○生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月 20万円以内（単身/15万円以内）原則3カ月以内、最長1年間

3) 一時生活再建費 : 60万円以内

※貸付利子：連帯保証人ありの場合は無利子
連帯保証人なしの場合は年 1.5%

※新型コロナウイルス感染症の影響により、2) 生活支援費の貸付条件は緩和されていますので、詳しくは社会福祉協議会へご確認ください。

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

臨時特例つなぎ資金貸付

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

○臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

○貸付利子：無利子、連帯保証人不要

緊急小口資金貸付

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要な方は、社会福祉協議会の緊急小口資金の貸付けを活用することができます。

- 1) 貸付上限額：10万円以内（学校等の休業等の特例 20万円以内）
- 2) 措置期間：1年以内
- 3) 償還期限：2年以内
- 4) 貸付利子：無利子、保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書

② 住居確保給付金申請時確認書

③ 本人確認書類（いずれかの写し）

- 運転免許証
- 個人番号カード（個人番号記載面は複写しないでください）
- 住民基本台帳カード
- 一般旅券（パスポート）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 各種健康保険証
- 住民票
- 住民票記載事項証明書 など

（注）ただし、顔写真のない証明書の場合は、2点の提出が必要です。

④ 離職・廃業・減収の状況が確認できる書類

- 離職した場合：申請日を起点に2年以内に離職したことが確認できる書類の写し（※印のいずれか）

※離職票、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知、雇用保険受給資格者証、給与振り込みが一定の時期から途絶えている通帳の写し

- 廃業の場合：申請日を起点に2年以内に廃業したことが確認できる、廃業届等の写し

- 減収の場合：申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が本人の理由・都合によらず減少し、本人の就労状況が離職又は廃業と同程度の状況にあることが確認できる書類の写し

例）労働契約書類と勤務表やシフト表など、発注取り消しや減収が確認できる書類など

⑤ 世帯全員の収入関係書類の写し（収入がある場合のみ必要）

- 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書 等
- 預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ

○公的給付等の支給額が分かる書類

- ・雇用保険の失業等給付を受けている場合は、雇用保険受給資格証明書
- ・年金を受けている場合は、年金手帳
- ・その他の福祉手当等を受給している場合は、各種福祉手帳

⑥ 金融資産関係書類の写し

○世帯全員の預貯金通帳（コピーの前に必ず記帳してください）又は残高証明

⑦ 求職受付票（ハローワークカード）の写し（ハローワーク発行）

※当面の間、インターネットでの仮登録でも正式な求職申込とします

⑧ 賃貸契約書の写し

⑨ 入居（予定）住宅関係書類

【住居を喪失している方】入居予定住宅に関する状況通知書

【住居を喪失するおそれのある方】入居住宅に関する状況通知書

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

- ◆ **住居確保給付金の支給申請**
 - ・ 必要書類を添えて、申請書を深川市に提出します。
 - ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が交付されます。
 - ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金等の借入れ申込みを行うことができます。
- ◆ **入居予定住宅の確保**
 - ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体（深川市）の地域内です。
 - ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
 - ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。
- ◆ **ハローワークでの求職申込み**
 - ・ 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

※当面の間、インターネットでの仮登録でも正式な求職申込みとします。
- ◆ **住居確保給付金の確認書類の提出**
 - ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、深川市に提出してください。
 - ・ ハローワーク窓口から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを、深川市へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、支給対象者である場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 支給対象者でない場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ **入居手続き**

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の変更手続きをしてください。

◆ **住居確保給付金支給の決定**

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所の記載のある「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を深川市（自立相談支援機関）に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は深川市から不動産業者等の銀行口座へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を深川市に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

※当面の間、インターネットでの仮登録でも正式な求職申込みとします。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し 深川市に提出してください。
- ハローワーク窓口から発行を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写しを深川市へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、支給対象者である場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は深川市から不動産業者等の銀行口座へ直接振り込まれます。
- 支給対象者でない場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

- ◆ **総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み**
 - 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、深川市の支援員の助言、その他様々な方法により、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行ってください。
- ◆ 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ◆ 毎月4回以上、深川市の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、深川市に報告してください。
- ◆ さらに、深川市よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援を受けてください。

※令和2年4月30日から当面の間、新型コロナウイルス感染症予防に配慮し、就職活動方法や面接回数等が緩和されています。ただし、誠実かつ熱心に求職活動をしつつ就労自立を目指すことは今までと同様です。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は「常用就職届」を深川市へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を深川市に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3ヶ月間を、2回まで、延長することが可能です。
（要件）
 - ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること等、支給要件を満たしていること住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、深川市へお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 深川市に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が減ったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、深川市へお越しください。
- ◆ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、深川市の指導により市内での転居が適当である場合。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は、深川市の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職又は、収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、深川市の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 疾病又は、負傷のため給付を中断した場合、中断から2年を経過した場合は、支給を中止します。
- ◆ 中断期間中、毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。

※支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則1人1回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2回目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について深川市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。
- ◆ 犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行います。

[問合わせ先]

(暮らしと仕事の相談窓口)

深川市役所 社会福祉課 福祉庶務係

TEL：0164-26-2144

Eメール：sesoudan@city.fukagawa.lg.jp